

○栃木市空き家バンク実施要綱

平成25年12月25日

告示第431号

(趣旨)

第1条 この告示は、市における空き家等を有効活用することにより、高齢者や子育て世代への住替え支援及び定住の促進による地域の活性化を図るために実施する栃木市空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する市内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 建築物や工作物が建っていない土地又は利用されていない土地をいう。
- (3) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (4) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる者をいう。
- (5) 空き家バンク 売買等を希望する所有者から当該売買等に係る申込みを受けた空き家等の情報について、住替え、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し提供するシステムをいう。

(平28告示90・一部改正)

(不動産団体の紹介)

第3条 市は、空き家バンクを利用する者に対し、市が協定を締結する不動産団体の紹介を行うことができる。

(適用上の注意)

第4条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第5条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者は、空き家バンク登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、登録番号を付し、空き家バンク登録台帳（別記様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸借を目的として建築されたもの
- (2) 主として不動産業を営む者が所有するもの
- (3) 老朽化が著しいもの
- (4) 所有者又は所有者が属する世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(別記様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項に規定する手続により、改めて再登録することができる。

(平27告示112・一部改正)

(空き家等登録事項の変更の届出)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(別記様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(空き家等の登録の取下げ)

第7条 登録者は、空き家バンクへの登録を取りやめるときは、空き家バンク登録取下げ申出書(別記様式第5号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の空き家バンク登録取下げ申出書の提出があったときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書(別記様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(成約の報告)

第8条 登録者は、空き家バンクに登録した空き家等(以下「登録物件」という。)が成約に至った場合には、空き家バンク登録物件成約報告書(別記様式第7号)に契約書の写しを添えて市長に報告するものとする。

(空き家等の登録の取消し)

第9条 市長は、空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書を当該登録者に通知するものとする。

(1) 登録物件の売買又は賃貸の契約が成立したとき。

(2) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(情報提供)

第10条 市長は、登録台帳に登録した空き家等の登録番号、所在地、賃貸又は売却の別、賃貸又は売却の希望価格、構造、面積、建築時期、利用状況、写真等の情報について、市のホームページにより情報提供するものとする。

(空き家バンク利用者の登録)

第11条 前条の規定による情報以外の情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク利用登録申請書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。ただし、情報の提供を受けようとする者又はそ

の者が属する世帯の世帯員が暴力団員であるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、空き家バンク利用登録台帳（別記様式第9号。以下「利用台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第10号）を当該申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項に規定する手続により、改めて再登録することができる。

（平27告示112・一部改正）

（利用登録の取下げ）

第12条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、登録を取りやめるときは、空き家バンク利用登録取下げ申出書（別記様式第11号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、利用台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第12号）を当該利用者に通知するものとする。

（利用者の登録の取消し）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
- (2) 空き家バンクを利用するに当たり、ふさわしくない行為がある、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

（個人情報の保護）

第14条 登録者及び利用者は、空き家バンクに係る個人情報について、次に掲げる事項に留意の上、適正に取り扱うものとする。当該事業を利用した後についても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (4) 個人情報は、空き家バンクの利用終了後、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講ずること。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

（市の不関与）

第15条 市は、空き家等に関する交渉、売買又は賃貸借等の契約に関し、直接これに関与しない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第337号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第90号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。